（証券コード 6030）
平成27年９月10日

株主各位

東京都港区白金台２-26-10
グリーンオーク高輪台３Ｆ
株式会社アドベンチャー
代表取締役　中　村　俊　一

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年９月24日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成27年９月25日（金曜日）　午前10時
2. 場　　所　　東京都新宿区西新宿4-33-7
　　角筈区民ホール
3. 目的事項

報告事項　　第９期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参ください。
◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）

Ⅰ．会社の概況に関する事項

1.　事業の経過およびその成果

当事業年度における我が国経済は、政府による経済財政政策や日銀による金融緩和策を背景として、企業収益や個人消費に改善の傾向が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社の既存事業であるオンライン事業においては、スマートフォンの増加やタブレット端末等のモバイルインターネットの領域が継続的に拡大を続け、その存在感をますます高めております。

観光庁「宿泊旅行統計調査報告」によりますと、平成26年度の国内宿泊旅行者数は４億7,350万人泊で前年比101.5%、うち日本人延べ宿泊者数が４億2,868万人泊（前年比99.1%）、外国人延べ宿泊者数が4,482万人泊（前年比133.8%）となっており、外国人の国内旅行者数が大幅に増加傾向にあります。また、日本政府観光局（JNTO）の報道発表によりますと、平成26年度に日本を訪れた訪日外国人数は、1,341万人にまで達しております。

このような環境のもと、当社は「Global OTA」企業として、航空券サイト「Skyticket」の多言語化や、スマートフォンアプリでの提供開始、他社との業務・資本提携等により、事業の拡大に努めて参りました。

この結果、当事業年度の営業収益は、1,505,159千円（前期比168.4%）、経常利益は150,594千円（前期比563.6%）、当期純利益は108,720千円（前期比1,480.9%）となりました。

2.　設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は108,279千円で、その主なものは次のとおりであります。

建物	6,912千円
工具、器具及び備品	1,540千円
ソフトウェア	24,894千円
ソフトウェア仮勘定	74,932千円

3. 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ上場により、総額872,850千円の資金調達を行いました。

4. 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は平成27年4月１日をもって、AppAge Ltdの発行済株式の全てを取得し、100％子会社といたしました。

5. 直前三事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第６期	第７期	第８期	第９期
営業収益（千円）	204,211	635,445	893,359	1,505,159
経常利益（千円）	△6,231	△10,306	26,718	150,594
当期純利益（千円）	△18,287	8,408	7,341	108,720
１株当たり当期純利益（円）	△52,250.51	2.11	4.04	53.01
総資産（千円）	275,361	385,291	373,116	1,875,560
純資産（千円）	△7,394	14,529	21,870	1,033,144

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 平成26年１月23日付で普通株式１株につき20株の株式分割を、平成26年９月26日付で普通株式１株につき200株の株式分割を、平成26年11月６日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行いましたが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

6. 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は下記のとおりであります。

(1) クールジャパン戦略及び東京オリンピック開催への対応

日本政府が推進する「クールジャパン戦略」に関連して、羽田空港の国際化、訪日観光客の誘致が促進されております。また、2020年には東京オリンピックが開催されることが決定しております。これに伴い、訪日外国人が増加することや、個人・ビジネス関係者の入出国がこれまで以上に活発化することが予想されます。

このようなマクロ環境の動向に対して、当社としましては、当社グループが提供するサイトの多言語展開を加速度的に推進するとともに、航空券のみならず鉄道、バス等の交通機関や宿泊施設、生活関連サービスといったあらゆる商品を多言語でオンライン予約できるサービスを提供し、顧客の利便性向上を図って参ります。

(2) 海外への事業拡大

当社グループでは、国内市場における継続的な事業の拡大を図っておりますが、当社グループが更なる成長を遂げるためには、海外への事業拡大が必要不可欠であると考えております。

特に東南アジア諸国では、日本以上にLCCのシェアが拡大しており、今後もシェアが拡大するものと予想されております。当社がこれらのLCC全ての路線を取り扱うためには、海外航空券の仕入先であるホールセラーが提供しているAPIだけでは対応できないことから、各国のLCCのAPIに個別接続する必要があります。

当社グループでは、これらの状況に対処するため、国内で培った技術力やノウハウを活かし、堅牢なシステム構築を図って参ります。

(3) グローバル人材の採用

当社グループは、国内市場のみならず、世界各国の旅行商品の取り扱いを充実させることによって国際競争力を高め、更なる事業拡大を図る方針であります。このため、当社としましては、外国人顧客向けのオペレーターや、国内外の優秀な人材を確保することが重要と認識しており、社内における研修制度の充実や語学が堪能な人材の採用強化に取り組んで参ります。

(4) 新サービスの展開

多様化する顧客のニーズに応えるため、当社グループは常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しております。

平成26年９月には海外アクティビティーのポータルサイトである「WannaTrip」を18か国の言語でサービスを開始しております。今後も既存サービスの充実に加えて、当社グループが有するサイト運営能力、サービス開発力等を活かして様々な新サービスを展開することによって、既存顧客への付加価値を提供するとともに、新規顧客の獲得を図って参ります。

また、既存サイトの多言語化も積極的に行うことにより、更に顧客の囲い込みを図ります。

(5) 顧客に対して提供する情報の量及び質の向上

インターネット等を利用することによって顧客自身が様々な媒体から様々な情報を入手することが容易となっていることから、旅行に対する顧客のニーズは多様化し、旅行会社に対する要望も高くなっております。このような状況に対して、当社としましては、顧客一人一人のニーズにマッチした情報提供を行って参ります。

(6) 認知度の向上

当社が運営するサイトを多くの顧客に利用して頂くためには、サイトの認知度を更に向上させることが必要不可欠であると考えております。このため、新聞、テレビCMを活用した効果的な広告宣伝、Webマーケティング技術の有効活用等を実施することで認知度の向上に努めて参ります。

(7) 顧客の利便性向上

当社グループはPC及びスマートフォンによる販売を行っておりますが、特にスマートフォンからの申込みが増加しており、今後も更に増加するものと予想されております。このため、当社としましては、スマートフォンに対応した検索機能や予約機能等を充実させ、顧客の利便性向上に努めて参ります。

7. 主要な事業内容

当社は「オンライン旅行会社」として、国内航空券を中心に、海外航空券、国内ツアー、各種アクティビティー、LCC等の様々な旅行商品の販売を行っております。

8. 主要な営業所及び使用人の状況

(1) 主要な営業所

本社：東京都港区白金台２-26-10　グリーンオーク高輪台３Ｆ

(2) 使用人の状況（平成27年６月30日現在）

使用人数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
17[33]	31.8	1.7	4,161

（注）使用人数は従業員数であり、正社員のほか、契約社員を含み、臨時雇用者数（アルバイト）は[ ]内に年間平均人員を外数で記載しております。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

子会社として、ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社、Adventure Hong Kong Co Ltd及びAppAge Ltdの３社を保有しております。

なお、Adventure Hong Kong Co Ltdにつきましては、平成26年６月30日より清算手続中であります。

10. 主要な借入先および借入額（平成27年６月30日現在）

借　入　先	借 入 残 高（千円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	238,885
株式会社りそな銀行	196,860
城南信用金庫	94,444
株式会社商工組合中央金庫	44,085

11. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への剰余金の配当につきましては、経営の重要課題のひとつとして位置づけておりますが、現時点では将来の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点では未定であります。

Ⅱ．株式に関する事項（平成27年６月30日現在）

1. 発行可能株式総数　6,000,000株
2. 発行済株式の総数　2,232,300株
3. 当事業年度末の株主数　591名
4. 上位10名の株主

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
中村　俊一	1,600,000株	71.68%
YUKIO MIYAMAE （常任代理人　大和証券株式会社）	98,000株	4.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	88,500株	3.96%
RIEKO YAGI（常任代理人　大和証券株式会社）	76,700株	3.44%
松井証券株式会社	47,400株	2.12%
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	36,800株	1.65%
JP MORGAN CHASE BANK （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	28,400株	1.27%
野村信託銀行株式会社（投信口）	24,400株	1.09%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	23,600株	1.06%
株式会社SBI証券	10,800株	0.48%

（注）　株式総数に対する持株比率の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

Ⅲ．新株予約権等に関する事項

当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　称	第１回新株予約権
新株予約権の数	55個
保有人数 当社取締役 当社社外取締役 当社監査役	 １名 １名 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　　22,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり3,600円 （１株当たり９円）
新株予約権の行使期間	平成27年12月28日から平成35年12月27日まで
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 ②　新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。 ③　その他の権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 ④　前各号の規定に関わらず、会社法ならびにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではない。

名　称	第２回新株予約権
新株予約権の数	５個
保有人数 当社監査役	 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　　2,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり3,600円 （１株当たり９円）
新株予約権の行使期間	平成27年12月28日から平成35年12月27日まで
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 ②　新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。 ③　その他の権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 ④　前各号の規定に関わらず、会社法ならびにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではない。

名　称	第３回新株予約権
新株予約権の数	10個
保有人数 当社社外取締役（社外役員に限る） 当社監査役	 １名 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　　4,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり326,000円 （１株当たり815円）
新株予約権の行使期間	平成28年９月27日から平成36年９月26日まで
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 ②　新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。 ③　その他の権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 ④　前各号の規定に関わらず、会社法ならびにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではない。

2.　当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中　村　俊　一	―
取締役	福　田　貴　史	経営企画室長
取締役	森　田　純　子	株式会社スタートトゥデイ社外監査役 株式会社ソラスト社外監査役
取締役	高　橋　知　道	オープンアソシエイツ株式会社代表取締役 株式会社プラチナム社外取締役 株式会社ベクトル社外取締役 維酷公共関係諮問有限公司監事
常勤監査役	児　玉　尚　人	―
監査役	山　川　善　之	響きパートナーズ株式会社代表取締役 株式会社ユナイテッドアローズ社外監査役 株式会社リプロセル社外取締役 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所社外取締役
監査役	西　木　　隆	Stream Capital Partners Japan株式会社代表取締役 株式会社ベクトル社外取締役 株式会社ウィルゲート社外取締役

（注）1. 取締役森田純子氏及び高橋知道氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役児玉尚人氏、山川善之氏及び西木隆氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
取締役森田純子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役児玉尚人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取　締　役	4名	19,700千円
監　査　役	3名	2,300千円

（注）上記報酬等の額のうち、社外役員５名（社外取締役２名、社外監査役３名）に支払った報酬等の総額は4,000千円であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
取締役	森 田 純 子	株式会社スタートトゥデイ	社外監査役
		株式会社ソラスト	社外監査役
取締役	高 橋 知 道	オープンアソシエイツ株式会社	代表取締役
		株式会社プラチナム	社外取締役
		株式会社ベクトル	社外取締役
		維酷公共関係諮問有限公司	監事
監査役	山 川 善 之	響きパートナーズ株式会社	代表取締役
		株式会社ユナイテッドアローズ	社外監査役
		株式会社リプロセル	社外取締役
		株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所	社外取締役
監査役	西 木 隆	Stream Capital Partners Japan株式会社	代表取締役
		株式会社ベクトル	社外取締役
		株式会社ウィルゲート	社外取締役

(注) 1. 社外取締役森田純子氏は、株式会社スタートトゥデイ及び株式会社ソラストの社外監査役ですが、同社と当社との間に取引関係はありません。

2. 社外取締役高橋知道氏は、オープンアソシエイツ株式会社の代表取締役、株式会社プラチナム及び株式会社ベクトルの社外取締役、維酷公共関係諮問有限公司の監事ですが、株式会社ベクトルと当社とは取引関係にあります。

3. 社外監査役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社代表取締役、株式会社ユナイテッドアローズの社外監査役及び株式会社リプロセル、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の社外取締役ですが、同社と当社との間に取引関係はありません。

4. 社外監査役西木隆氏は、株式会社ベクトル及び株式会社ウィルゲートの社外取締役ですが、株式会社ベクトルと当社とは取引関係にあります。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	森　田　純　子	当事業年度に開催された取締役会22回中22回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
取締役	高　橋　知　道	当事業年度に開催された取締役会17回中16回出席し、企業の代表取締役及び取締役等を歴任してきた豊富な事業経験と経営に関する高い見識をもとに発言を行っております。
監査役	児　玉　尚　人	常勤監査役として、当事業年度に開催された取締役会22回中21回出席し、監査役会（監査役協議会含む）13回中13回出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、幅広い見識をもって当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
監査役	山　川　善　之	当事業年度に開催された取締役会22回中21回出席し、監査役会（監査役協議会含む）13回中13回出席し、主に企業の代表取締役及び取締役、監査役等を歴任してきた豊富な事業経験と専門的な見地から、幅広い見識をもって当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
監査役	西　木　　隆	当事業年度に開催された取締役会17回中15回出席し、監査役会10回中10回出席し、主に企業の代表取締役及び取締役等を歴任してきた豊富な事業経験と専門的な見地から、幅広い見識をもって当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。

（注）取締役高橋知道氏及び監査役西木隆氏は、平成26年９月26日開催の第８回定時株主総会において選任され、就任いたしました。

(3) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

社外役員と当社及び当社の特定関係事業者との間に親族関係はございません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

Ⅴ．会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	11,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務であるコンフォートレター作成業務等について対価を支払っております。

4. 会計監査人に関する事項の記載

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

Ⅵ. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社の業務の適正を確保する体制（平成27年５月15日改定）及び当該体制の運用状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
   (1) 取締役および使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
   (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款および「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
   (3) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行する。
   (4)「コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、法令順守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。
   (5) 業務執行に関する法令および定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。
   (6) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力および団体等からの不当な要求には法的対応を行うとととともに、反社会的勢力および団体への資金提供は絶対に行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
   取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   (1) 事業上のリスク管理に関する規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
   (2) コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備および見直しを行う。

(3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。
(4)「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長および監査役に対して適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は月に１回定期的に、または必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行う。
(2) 業務執行に関する責任者およびその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」その他社内規則に定めるところによる。

5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、主要な子会社および関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。
(2) 「コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社および子会社における業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。
(3) 子会社の管理は経営企画室が行うものとし、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行を監査する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備および運用を行う。
(2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備および運用を行う。

(3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役が必要とした場合、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。
(2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会等の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役およびその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役およびその他使用人に対して報告を求めることができる。
(2) 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
(2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

当社の運用状況

1. 内部統制システム全般
当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の経営企画室がモニタリングし、改善を進めております。

2. リスク管理
当社はリスクマネジメント規程において、当社の危機管理に関する基本事項

及びリスクが発生した場合の具体的な対応方法等について定め、危機管理に必要な体制を整備しております。

3. 子会社経営管理
子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画室において子会社の経営管理体制を整備及び統括する体制を敷いております。

4. 取締役の職務執行
当社は取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しており、社外取締役を２名選任し、取締役会等を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

5. 監査役
当社の監査役は全員が社外監査役であり、取締役会において積極的に発言することにより、監督機能を強化しております。また、会計監査人、経営企画室と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリング及び助言を行っております。

Ⅶ. 会社の支配に関する基本方針

当社は会社の支配に関する基本方針は定めておりません。

貸 借 対 照 表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,308,606**	**流動負債**	**507,121**
現金及び預金	850,834	買掛金	134,614
売掛金	208,549	短期借入金	83,334
商品	211,580	１年内返済予定長期借入金	156,756
前払費用	29,124	未払金	62,469
繰延税金資産	3,015	未払費用	11,861
その他	5,500	未払法人税等	34,266
固定資産	**566,954**	未払消費税等	9,636
有形固定資産	**7,452**	前受金	11,796
建物	6,223	その他	2,386
工具、器具及び備品	1,228	**固定負債**	**335,295**
無形固定資産	**120,129**	長期借入金	334,184
ソフトウェア	27,789	その他	1,111
ソフトウェア仮勘定	92,340	**負債合計**	**842,416**
投資その他の資産	**439,372**	（純資産の部）	
投資有価証券	138,452	**株主資本**	**1,033,144**
関係会社株式	223,446	**資本金**	**555,417**
敷金及び保証金	61,516	**資本剰余金**	**490,425**
破産更生債権等	22,825	資本準備金	490,425
長期前払費用	8,337	**利益剰余金**	**△12,409**
繰延税金資産	7,600	その他利益剰余金	△12,409
その他	20	繰越利益剰余金	△12,409
貸倒引当金	△22,825	**自己株式**	**△288**
		純資産合計	**1,033,144**
資産合計	**1,875,560**	**負債・純資産合計**	**1,875,560**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		1,505,159
営　業　費　用		1,343,589
営　業　利　益		161,570
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	52	
そ　の　他	78	130
営　業　外　費　用		
株　式　交　付　費	4,478	
支　払　利　息	6,396	
そ　の　他	230	11,106
経　常　利　益		150,594
特　別　損　失		
固　定　資　産　除　却　損	330	330
税　引　前　当　期　純　利　益		150,263
法人税、住民税及び事業税	30,776	
法　人　税　等　調　整　額	10,767	41,543
当　期　純　利　益		108,720

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	89,000	54,000	54,000	△121,129	△121,129	－	21,870	21,870
当期変動額								
新株の発行	466,417	436,425	436,425				902,842	902,842
当期純利益				108,720	108,720		108,720	108,720
自己株式の取得						△288	△288	△288
当期変動額合計	466,417	436,425	436,425	108,720	108,720	△288	1,011,274	1,011,274
当期末残高	555,417	490,425	490,425	△12,409	△12,409	△288	1,033,144	1,033,144

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2)たな卸資産

商　品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～15年
工具、器具及び備品	４～８年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法に基づいております。

3. 引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し（５年償却)、それ以外は発生年度の費用として処理しております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　1,000千円

2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	44千円
長期金銭債権	22,825千円
短期金銭債務	680千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	5,174千円
仕入高	41,207千円
販売費及び一般管理費	1,586千円

2．固定資産除却損の内訳

工具、器具及び備品	330千円
合計	330千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,540	2,227,760	―	2,232,300
自己株式（株）	―	40	―	40

(変動事由の概要)

1. 普通株式の発行済株式総数の増加事由は以下のとおりです。
   公募増資による新株発行に伴う増加　330,000株
   第三者割当による新株発行に伴う増加　49,592株
   株式分割に伴う増加　1,848,168株

2. 普通株式の自己株式の増加事由は以下のとおりです。
   市場からの買取に伴う増加　40株

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成26年第１回新株予約権	普通株式	32,800	―	―	32,800	―
平成26年第２回新株予約権	普通株式	2,000	―	―	2,000	―
平成26年第３回新株予約権	普通株式	―	4,000	―	4,000	―
合計		34,800	4,000	―	38,800	―

（注）付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

3. 配当に関する事項
   該当事項はありません。

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,015千円
貸倒引当金	7,555千円
関係会社株式評価損	45千円
繰延税金資産合計	10,616千円

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入により調達しております。

資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金として調達しており、償還日は決算日後、最長で６年であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、その契約にあたって事前に信用調査を行い、リスクの軽減を図っております。投資有価証券の非上場株式については、定期的に発行会社の財務状況等の把握を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足資料

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含んでおりません。（注２．を参照ください。）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)現金及び預金	850,834	850,834	―
(2)売掛金	208,549	208,549	―
(3)敷金及び保証金	61,516	59,141	△2,374
資産計	1,120,900	1,118,526	△2,374
(1)買掛金	134,614	134,614	―
(2)短期借入金	83,334	83,334	―
(3)未払金	62,469	62,469	―
(4) 未払法人税等	34,266	34,266	―
(5)長期借入金	490,940	496,985	6,045
負債計	805,624	811,669	6,045

注１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、償還予定時期を見積もり、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．非上場株式（貸借対照表計上額361,898千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注２）	科目	期末残高（千円）
子会社	Advnture Hong Kong Company Limited	100.00	役員の兼任	経費立替	―	破産更生債権等（注１）	22,852

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．Adventure Hong Kong Company Limitedへの破産更生債権等に対し、22,852千円の貸倒引当金を計上しております。
２．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	中村俊一	（被所有）71.67	当社代表取締役	当社銀行借入に対する債務保証（注１）	112,408	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社は銀行借入に対して主要株主兼代表取締役社長である中村俊一より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　　462.82円
1株当たり当期純利益　　53.01円

（注）当社は、平成26年９月26日付で普通株式１株につき200株の株式分割を、平成26年11月６日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行いましたが、当事業年度期首に当該分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年８月25日

株式会社　アドベンチャー
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　瀬戸　　卓　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加藤　博久　　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アドベンチャーの平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営企画室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年８月28日

株式会社　アドベンチャー　監査役会

監査役(常勤)　児玉　尚人　㊞

監　査　役　山川　善之　㊞

監　査　役　西木　　隆　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、東京都渋谷区に本店を置いておりましたが、事業拡大及び人員の増加等に伴い、東京都港区に事務所移転を行いました。これに伴い、現行定款第３条（本店の所在地）に定める本店の所在地を変更するものであります。

２．変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため取締役１名を増員することとし、選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了までとなります。

取締役候補者は、次のとおりです。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼務の状況）	所有する当社株式の数
中島　照（なかしま　あきら） （昭和48年９月16日生）	平成10年６月　ハーベストフューチャーズ㈱入社 平成11年３月　ケイ・アンド・カンパニー㈱入社 平成19年５月　㈱富士建材入社 平成22年４月　KLab㈱入社 平成25年９月　当社入社　経営企画室マネージャー（現任）	―株

（注）１．中島照氏は新任の取締役候補者であります。
２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社会計監査人の有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては監査役会の決議に基づき、監査法人アヴァンティアを会計監査人に選任することにつき、ご了承をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人アヴァンティアを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、高い専門性と独立性、ならびに、職業的専門家として適時適切な監査判断を可能とする組織体制を保持しており、当社の会計監査において、より適切な品質の確保が期待できると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は次のとおりであります。

名　　称	監査法人アヴァンティア		
事 務 所	東京都千代田区三番町３番地８　泉館三番町６階		
沿　　革	2008年５月 現在に至る	設立	
概　　要	出資金 構成人員	60百万円 代表社員（公認会計士） 社員　　（公認会計士） 公認会計士 公認会計士補・試験合格者 その他 合計	 ４名 ３名 17名 ５名 12名 41名

（平成27年９月１日現在）

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　東京都新宿区西新宿４丁目33番７号
角筈区民ホール



交通案内　（京王バス）新宿駅西口から
（京王デパート前21番バスのりば）
WE（ウィー）バス（旧 新都心循環バス）「パークハイアット東京前」下車
（京王デパート前20番バスのりば）
中野駅行又は中野車庫行「十二社池の上」下車
（京王線）「初台駅」より徒歩10分
（地下鉄）　大江戸線「都庁前」A5出口より徒歩10分